

潟上市商工会特産品認証制度要綱

第1 目的

潟上市商工会(以下、「商工会」という。)の地区内で製造・販売する商品のうち、「潟上市商工会認証特産品」(以下、「認証特産品」という。)として認証し、潟上市の特性を生かし、地域資源や独自技術を駆使して開発・改良された魅力ある商品であることをアピールする。このことにより消費者の信頼を高め、その普及と需要の拡大を図るとともに、潟上の地域経済活性化を目的とする。

第2 対象認証品目

対象となる認証品目は、次に掲げるものとする。

- (1) 食品／農産加工品、畜産加工品、水産加工品、漬物、飲料、菓子、その他
- (2) 非食品／木工芸品、陶磁器、家具、日用品、繊維製品、民芸品、装飾品、その他

第3 認証要件

認証の要件は、次の要件を全て満たしたものとする。

- (1) 原材料が潟上市内で生産されているものを使用した商品であること(一部可)。又は潟上市内で製造・加工された商品であること。
- (2) 商品名や商品自体から地域のPRに寄与すると思われる商品であること。
- (3) 潟上市商工会員であること。
- (4) 商工会、市等のイベントや商談会等の事業に積極的に関与・協力出来ること。
- (5) ふるさと納税返礼制度等を活用し、販路拡大に積極的に協力出来ること。

第4 認証申請

認証を受けようとする者(以下、「認証申請者」という。)は、「潟上市商工会特産品認証申請書(様式第1号)」・「説明書(別紙1)」(以下、「申請書」・「説明書」という。)を提出する。なお、認証申請者は、同一年度内2商品まで申請できることとする。

また、「潟上市商工会特産品認証委員会」(以下、「認証委員会」という。)開催にあたり、申請する商品が無償または貸与により各2商品提供することとする。

第5 認証特産品の決定

商工会は、第4による申請について、認証委員会を開催し、認証の適否を決定する。なお、認証委員会は以下の5名の委員で構成する。委嘱期間は1年間とする(4月～3月)。

1. 有識者
2. 潟上市
3. 道の駅てんのう
4. 道の駅しょうわ
5. 商工会員

また、認証にあたっては1商品当たり50点満点(5項目:10認証基準×5点満点)で評価し、各委員の評価総計が185点以上(250点満点)で認証特産品として認証することとする(ただし、認証委員会の協議により185点を基準として認証可否を判断する場合はこの限りではない)。

第6 認証の表示

認証を受けた者(以下、「認証事業者」という。)は、認証特産品自体、又は包装、容器に認証マーク(別図)を表示することができる。なお、認証マークを付すために要する経費は認証事業者が負担することとする。

2 認証マークの使用方法は、次の2種類とする。

(1)印刷方式

(2)シール方式/認証事業者には3シート(1シート 10枚)の認証マーク(シール)を無償提供し、以降有料で1シート(10枚)を200円(税込)で販売する。

3 認証マークは、次の2種類とする。

(1) ゴールド認証

シルバー認証された認証特産品の中から潟上市並びに関係団体が推薦する商品。

- ① ふるさと納税返礼品登録された商品の中から、潟上市より推薦された3商品以内
- ② 道の駅より推薦された2商品以内
- ③ その他、委員長が特に推薦する商品

(2) シルバー認証

認証を受けた商品

第7 認証事業者の責務

認証事業者は、認証特産品の流通や販売、認証特産品の消費や使用において事故等が発生したときは、その責任においてこれを解決すること。

2 認証事業者は、前項に定める事故等の内容が確認できたときは商工会に速やかに連絡すること。

3 認証事業者は、認証マークを不正使用しないこと。

4 認証事業者は、認証特産品の製造中止・廃止等の場合には「潟上市商工会特産品認証製造中止・廃止届出書(様式第2号)」(以下、「中止・廃止届出書」という。)を商工会に速やかに提出すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和4年7月8日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正は、令和4年9月20日から実施する。

【別図】認証マーク

① ゴールド認証

② シルバー認証



※表示の方法

- (1) マークを包装に直接印刷する「印刷方式」と、マークを印刷したシールを包装に貼付する「シール方式」の2通りとし、マークの表示経費は認証事業者の負担とする。
- (2) 認証マークは様式に従い、容器または包装の見やすい箇所に付ける。